

書式1（優先債権がない〔手続費用のみ〕場合）

令和 年（ ）第 号

不動産の表示 別紙物件目録記載のとおり

不動産買受申出書

地方裁判所

御中

上記事件について、令和 年 月 日に不動産の買受可能価額が手続費用の見込額を超えない旨の通知を受けましたが、差押債権者は、競売手続の続行を求めるため、民事執行法63条2項1号により、下記のとおり申出をします。

記

手続費用の見込額を超える額（申出額）を金 万円と定める。

上記申出額に達する買受けの申出がないときは、差押債権者が自ら申出額で本件不動産を買い受ける。

なお、その保証として、金 万円を提供する。

令和 年 月 日

差押債権者

印

(別紙)

物 件 目 録